

古河市斎場火葬棟改築工事における物価等の変動に
基づく請負代金額の変更の協議について

古河市斎場火葬棟改築工事（建築工事・電気設備工事）において、建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）に基づく請求があったため、今後の協議について下記のとおり報告いたします。

記

1 インフレスライドとは

「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に請負代金額の変更を請求できる措置です。

2 対象工事

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事名 | ① 古河市斎場火葬棟改築工事（建築工事）
② 古河市斎場火葬棟改築工事（電気設備工事） |
| (2) 工期 | 令和3年9月16日から令和6年5月31日まで |
| (3) 請負代金額 | ① 701,800,000円
② 209,000,000円 |

3 請求日 令和5年4月3日（残工事代金額の基準となる日）

4 協議開始日 令和5年12月15日

5 変更契約 令和6年第1回古河市議会定例会に上程予定